

## 平成23年第2回(6月)河合町議会定例会会議録目次

### 第3号(6月15日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
出席説明員.....	2
議会事務局出席者.....	2
開議の宣告.....	3
委員長報告.....	3
議案第25号、議案第26号、議案第29号の委員長報告、討論、採決.....	3
報告第3号の質疑.....	4
同意第10号から同意第13号の上程、説明.....	9
同意第10号の採決.....	11
同意第11号の採決.....	11
同意第12号の採決.....	12
同意第13号の採決.....	12
奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙.....	13
議会運営委員会の閉会中の継続審査について.....	14
総務常任委員会の閉会中の継続調査について.....	15
閉会の宣告.....	15
署名議員.....	16

## 平成23年第2回(6月)河合町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成23年6月15日(水)午後2時30分開議

- 日程第 1 議案第25号 平成23年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 2 議案第26号 河合町税条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第29号 字の区域の新設について
- 日程第 4 報告第 3号 平成22年度河合町土地開発公社決算の報告について
- 日程第 5 同意第10号 監査委員の選任について
- 日程第 6 同意第11号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第12号 消防委員会委員の選任について
- 日程第 8 同意第13号 消防委員会委員の選任について
- 日程第 9 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第11 総務常任委員会の閉会中の継続審査について

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

### 出席議員(13名)

1番	馬場千恵子	2番	杵本光清
3番	吉村幸訓	4番	岡田康則
5番	森尾和正	6番	池原真智子
7番	西村 潔	8番	疋田俊文
9番	谷本昌弘	10番	中尾伊佐男
11番	岡井誠也	12番	辻井賢治
13番	弓戸 猛		

### 欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	岡井康徳	副町長	荒木光義
教育長	藤岡和成	総務部長	迎田臨成
福祉部長	福井裕幸	住民生活部長	竹林信也
まちづくり 推進部長	東正次	総務部次長	竹田裕昭
福祉部次長	中尾博幸	住民生活部 次長	山本原史
まちづくり 推進部次長	梅本英則	政策調整課長	澤井昭仁
財政課長	福井敏夫	税務課長	岡田昌浩
安心安全推進 課長	森嶋雅也	住民福祉課長	杉本正範
総合福祉 推進課長	門口光男	住民生活課長	津田浩二
環境衛生課長	梅野修治	まちづくり 推進課長	堀内伸浩
上下水道課長	石田英毅	教育総務課長	御輿善弘
生涯学習課長	木村光弘	スポーツ文化 振興課長	大平謙治
会計課長	上村欣也		

会議に従事した事務局職員

局長	井筒匠	局長補佐	増田善紀
----	-----	------	------

開議 午後 2時32分

#### 開議の宣告

議長（中尾伊佐男） ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成23年第2回定例会を再開いたします。

#### 委員長報告

議長（中尾伊佐男） 本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、西村潔議会運営委員長より報告願います。

7番（西村 潔） 議長。

議長（中尾伊佐男） 西村潔議員。

7番（西村 潔） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、追加議案がありましたので同意第10号から第13号までの4同意と奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙及び議会運営委員会・総務常任委員会における所管事項の閉会中の継続調査を一括上程し、先に上程しました議案審議終了後、逐条審議いたします。

以上、報告終わります。

議長（中尾伊佐男） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定しました。

議案第25号、議案第26号、議案第29号の委員長報告、質疑、採決

議長（中尾伊佐男） 日程第1、議案第25号、日程第2、議案第26号、日程第3、議案第29号を総務常任委員会に付託しておりますので、谷本昌弘総務常任委員長より報告を求めます。

9番（谷本昌弘） 議長。

議長（中尾伊佐男） 谷本議員。

9番（谷本昌弘） 総務常任委員会の結果を報告いたします。

当委員会に付託されました議案第25号、第26号、議案第29号について6月8日、委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第25号 平成23年度河合町一般会計補正予算については、歳入歳出一括で審議を行いました。

清掃費の委託料のごみ減量化の推進経費についての質疑があり、事業所から排出されるごみが増加傾向にあることから、これを調査する経費で、結果を分析して搬入手数料の改定や搬入既定の見直しなどを検討するという答弁がなされました。

他にも、ごみの分別、公園管理委託、教育委員会の指導主事についての質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

続きまして、議案第26号 河合町税条例の一部改正については、慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

続きまして、議案第29号 字の区域の新設についてを審議いたしました。

今回の手続きについての質疑があり、地方自治法に基づき議会の議決を経て、奈良県へ届出をして、受理されれば告示するという答弁がなされました。

他にも、字新設の条件、基準についての質疑などがあり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

議長（中尾伊佐男） 議案第25号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

これより議案第25号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第25号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(中尾伊佐男) 多数であります。

よって、議案第25号 平成23年度河合町一般会計補正予算については、可決されました。

議案第26号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

これより議案第26号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第26号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(中尾伊佐男) 全員であります。

よって、議案第26号 河合町税条例の一部改正については、可決されました。

議案第29号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

これより議案第29号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第29号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(中尾伊佐男) 全員であります。

よって、議案第29号 字の区域の新設については、可決されました。

### 報告第3号の質疑

議長(中尾伊佐男) 日程第4、報告第3号 平成22年度河合町土地開発公社決算の報告についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

1番（馬場千恵子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

1番（馬場千恵子） 特定土地の売却についてですけれども、98ページです。土地単価が80万ほど高くなっていますけれども、この土地はいつ頃、いくらぐらいで買われたのか。

また、特定土地ということですので、こういった目的があってどこへ売却したのか、教えていただきたい。

二つ目は、雑収入の説明をお願いしたい。

三つ目は、支払利息が6,700万ほどありますけれども、毎年こういった形で利息が計上されてきていると思うんですけれども、こういった問題点などの指摘はされていませんが、このような状態でずっと推移していったよいかどうか、理事者の方のお考えをお聞きしたいと思います。

総務部次長（竹田裕昭） 議長。

議長（中尾伊佐男） 総務部次長。

総務部次長（竹田裕昭） 用地の今回売却した土地については、8ページに書いておりますけれども、特定土地、西穴間ゲンジ坂公園の南側の土地でありまして、使用用途等は廃止になったということで、現在特定土地ということで、町のほうに買い戻しております。

雑収入につきましては、保有地の使用料、これが42万3,000円、町の損失補てん額1,000万円という内訳になっております。

利息についてでございますけれども、公社といたしましては、毎年同じくらいの利息がかかってきております。この利息につきましては、公社の健全化ということで、町のほうから補てんをいただいております。今後、こういう形で利息がかかっておりますので、現在土地開発公社今後のあり方検討会というのを立ち上げて、その辺の公社のあり方等、検討していただいております。

1番（馬場千恵子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

1番（馬場千恵子） 1番目の特定土地のことですけれども、現在のところは特に予定はないということで理解してよろしいですか。

それと利息の件ですけれども、こういった状態でずっと維持されていくことで、検討課題ということですが、どんなふうに検討していただけるのでしょうか。

総務部次長（竹田裕昭） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 竹田次長。

総務部次長（竹田裕昭） 町のほうが現在買い戻しまして、現在は今荒地になっておりますけれども、今後、当然住民の意見を聞きながら、造成宅地等で売り出していけたらというふうに考えております。

利息のほうで、今後どういうふうに考えていくのかということでもありますけど、今後のあり方等で現在3セク債等が25年まで期限ということになっておりますので、公社の解散、それから事業の一部廃止、このまま公社を存続していくのかということで、現在検討しております。

議長（中尾伊佐男） 他にございませんか。

7番（西村 潔） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 西村議員。

7番（西村 潔） 土地開発公社については、10年以上保有している土地がほとんどだということで、毎回、議会において説明求めてきております。7ページにある、棚卸資産の評価の基準ということで、これは新会計基準で20年度の3月末にすべて持っている土地については、公有用地と特定土地に分類するということになりまして、これ分かれてる訳ですね。特定土地については評価損を出すということでやっております。これについて質問いたします。

公有用地、原価法であるということになってますけども、この公有用地について、その後3年ほど経ちますけども、これを特定土地に評価替するという考えがあるのかどうか。あるいは、こういう公有用地に対して事業計画をする考えがあるのか。もしなければ、すべて特定土地に衣替えして、評価損を出す必要があるんじゃないかと思います。これについてのご答弁お願いしたいと思います。

この特定土地については、3年前に評価をしたということですけど、これは新会計基準によって強制評価を減でやったということもございますけれども、この特定土地についても、さらなる強制評価減に至るような要因が出ているかどうかの判断を持っておられるかどうかということをお聞きしたいと思います。

現在の今関連でありますけど、特定土地の再評価をさらにすべての特定土地についてはするという時価評価と言いますかね、こういう考え方、管理をされているのかどうか。ようするに、土地について評価は難しいですけども、3年も経つとかなり評価が低下しているということだと思いますけど、強制評価との関連でいきますと、例えば50%以上時価が下回って



るのであれば、強制的に評価をするという、これは一般会計、民間の会社でもそういうことあるんですけど、この新会計基準の中ではそういうことがあるのかどうかですね。

現在の土地処分については、今答弁がありましたように、去年はいったん、町に買い戻しているということで、やっておりますけど、これからもいったん町が買戻してから、町で売却するという形になるのか、あるいは特定土地については直接、土地開発公社が売ることができたはずだと思いますけど、これの売却の手続きについてどのように理解したらいいのか教えていただきたいと思います。

情報の公開の対象にこれは入っていないんですね。今まで、私も情報公開の中にこういうものを入れたらどうかということで、提案、質問もさせてもらっております。検討をするということを理解しておりますけども、情報公開の対象にならないという、しないという理由について、なにか土地開発公社の中で事務処理上不都合なことがあるのかどうかということですね。これは本体の問題にもありますけど、土地開発公社自身が情報公開に耐えられるような書類整備をしているのかどうか。もし、できないという理由があるならば、やはりそれは議会に対して報告をしていただきたいと思います。以上です。

総務部次長（竹田裕昭） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 竹田次長。

総務部次長（竹田裕昭） 公有用地から特定土地に変更する考えがあるのかということでございますけど、現在、先ほども言いましたように、土地開発公社の今後のあり方等を検討しております。その中で現在、公有用地になっておりますけども、再度事業化のほうに確認を取りまして、事業がなければ当然特定土地に変更するということも今後検討していきたいというふうに思います。

特定土地の評価の判断等を再評価するのか、強制するのかということですが、特定土地につきましては平成30年に評価損を出しましたけども、現在、土地のほうも下落しておりますので、今後、大きく評価が落ちているということであれば、再度評価のほうをしまして、評価損のほうを出していきたいというふうに考えております。

土地の処分の問題ですけれども、今まで公社から一旦町が買い戻して、売却というような方法でやっておりました。これにつきましては、一応町のほうから公社が依頼を受けて、買収したというような経緯から町にも責任があるのではないかとということで、一旦買い戻して町が売却するという方法を取ってございましたけども、今後におきましては特定土地につきましては、公社のほうでも直接売却していく方向で進みたいと。ただ、公社の健全化という部

分で、特定土地についても毎年1,000万程度の土地は買い戻していただくとおっしゃるというふうにご検討しております。

公社の情報公開ということでございますけれども、公社につきましては町と公社、似通った団体なんですけれども、別の法人格ということで町のほうの情報公開には当たらないということなんですけれども、今後におきましては当然今後のあり方の中でも検討はいたしますけれども、売却に向け計画を立てていかなければならないというようなこともございますので、できる限りそういうふうな情報を開示していくような方向で、今後検討していきたいというふうにご検討しております。

7番（西村 潔） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 西村議員。

7番（西村 潔） 売却方法については両方できるということですけど、今回の22年度については一旦町が買い取るとのことですね。そうすると、買い取り金額については土地開発公社が持っている簿価で一応引き取るというふうに理解している訳ですけど、そうすると損益については本体が被ると、影響を受けるということですけども、それは全体的に見れば同じことになるんですけど、そうすると場合によっては益が出てくるというようなこともある土地もあるかもしれませんよね、その現在持っている土地の中でもね。そういうことで、その売却方法については、その時その時によって変えていくというようなことも頭の中にはあるのでしょうか。

総務部次長（竹田裕昭） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 竹田次長。

総務部次長（竹田裕昭） その通りでございます。

議長（中尾伊佐男） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で、報告第3号 平成22年度河合町土地開発公社決算の報告については、報告済といたします。

同意第10号から同意第13号の上程、説明

議長（中尾伊佐男） それでは、理事者の方より追加議案、同意第10号、第11号、第12号、第13号の4案件について提案理由の説明を登壇の上願います。

副町長（荒木光義） 議長。

議長（中尾伊佐男） 副町長。

（副町長 荒木光義 登壇）

副町長（荒木光義） それでは、本定例議会に追加議案として上程いたされました同意第10号から同意第13号までの合計4案件につきまして、順次ご説明をいたします。

同意第10号 監査委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、このたび下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町大字大輪田1863番地 三輪荘5号室。

氏名、辻井賢治。生年月日、昭和24年3月21日。

履歴書を添付いたしておりますので、参照していただきたいと思っております。

同意第11号 教育委員会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、前任者の辞任に伴い、下記の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町泉台2丁目14番地8。

氏名、嶋田公法。生年月日、昭和17年11月21日。

経歴書を添付いたしておりますので、ご参照していただきたいと思っております。

同意第12号 河合町消防委員会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、このたび下記の者を選任したいので、河合町消防委員会条例第5条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町佐味田179番地。

氏名、吉村幸訓。生年月日、昭和36年7月24日。

経歴書を添付いたしておりますので参照していただきたいと思っております。

同意第13号 河合町消防委員会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、このたび下記の者を選任したいので、河合町消防委員会条例第5条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町高塚台1丁目9番地5セレーノ高塚台205号。

氏名、杵本光清。生年月日、昭和48年3月16日。

経歴書を添付いたしておりますので参照していただきたいと思ひます。

以上、上程いたされました4案件につきましてよろしくご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

#### 同意第10号の採決

議長（中尾伊佐男） 日程第5、同意第10号 監査委員の選任についてを議題とします。

本案については、地方自治法第117条除斥の規定により辻井賢治議員の退席を求めます。

（12番 辻井賢治 退場）

議長（中尾伊佐男） これより同意第10号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願ひます。

（賛成者挙手）

議長（中尾伊佐男） 全員であります。

よって、同意第10号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

辻井賢治議員、入場願ひます。

（12番 辻井賢治 入場）

#### 同意第11号の採決

議長（中尾伊佐男） 日程第6、同意第11号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第11号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願ひます。

（賛成者挙手）

議長（中尾伊佐男） 全員であります。

よって、同意第11号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定

しました。

同意第12号の採決

議長（中尾伊佐男） 日程第7、同意第12号 河合町消防委員会委員の選任についてを議題とします。

本案については地方自治法第117条除斥の規定により、吉村幸訓議員の退席を求めます。

（3番 吉村幸訓 退場）

議長（中尾伊佐男） これより同意第12号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（中尾伊佐男） 全員であります。

よって、同意第12号 河合町消防委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

吉村幸訓議員、入場願います。

（3番 吉村幸訓 入場）

同意第13号の採決

議長（中尾伊佐男） 日程第8、同意第13号 河合長消防委員会委員の選任についてを議題とします。

本案については地方自治法第117条除斥の規定により枚本光清議員の退席を求めます。

（2番 枚本光清 退場）

議長（中尾伊佐男） これより同意第13号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（中尾伊佐男） 全員であります。

よって、同意第13号 河合町消防委員会委員の選任については、原案のとおり同意するこ

とに決定しました。

枚本光清議員、入場願います。

( 2 番 枚本光清 入場 )

#### 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長(中尾伊佐男) 日程第9、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員につきましては、町議会議員から選出される広域連合議員について欠員が3名生じたため、町村議員から3名を選出することになりますが、4名の立候補者がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、すべての町村議会において選挙が行われることになったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規約により、すべての町村議会の選挙における得票総数による当選人を決定することになっておりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、候補者の得票総数までを報告することにしたいと思います。

これより投票を行います。

議場を閉鎖します。

( 議場閉鎖 )

議長(中尾伊佐男) ただいまの出席議員は13人です。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に谷本昌弘議員、岡井誠也議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

候補者名簿につきましては、お手元に既に配付してございますので、参考にしてください。

( 投票用紙の配付 )

議長(中尾伊佐男) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

( 「なし」と言う者あり )

議長(中尾伊佐男) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議長(中尾伊佐男) 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番 馬場千恵子議員から順次投票願います。

(投票)

議長(中尾伊佐男) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(中尾伊佐男) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

谷本昌弘議員、岡井誠也議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

議長(中尾伊佐男) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち高岡 進君11票、谷 完二君1票、芝 和也君1票、以上のとおりです。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

議長(中尾伊佐男) ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

#### 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長(中尾伊佐男) 日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

#### 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（中尾伊佐男） 日程第11、総務常任委員会における所管事項の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務常任委員長から会議規則第73条の規定により、「所管事務に関する事項について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続審査とすることに決しました。

#### 閉会の宣告

議長（中尾伊佐男） お諮りします。

以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

これをもって、会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

よって、平成23年第2回定例会は、ただいまをもちまして閉会することに決しました。

閉会 午後 3時19分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 尾 伊 佐 男

署 名 議 員 吉 村 幸 訓

署 名 議 員 岡 田 康 則